

# 第6回

## 芽室町農業委員会総会議事録

令和 5年 12月26日 開会

芽室町農業委員会



●日時

令和 5年 12月26日 (火) 15時30分～17時07分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
- 日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件
- 日程第4 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件
- 日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
- 日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
- 日程第7 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件
- 日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件
- 日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件
- 日程第10 議案第6号 現況証明願の件

---

●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	11番 珠玖 春美	12番 鳥本 和則
13番 高橋 仁	14番 栗野 秀明	15番 廣江 英幸	16番 道下 勇治
17番 横溝 勲			

---

●欠席委員

---

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏  
農地振興係主事 佐伯 雛

---

●議事録署名委員

13番 高橋 仁 14番 栗野 秀明

(15時30分 開会)

---

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長(島部会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、13番 高橋委員、14番 栗野委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

---

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長(島部会長) 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町西土狩北4線外合計16筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積99,333.03㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

○議長(島部会長) ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

●日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長(島部会長) 次に、日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。

○議長(島部会長) それでは、横溝あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○17番(横溝委員) 17番横溝です。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。12月19日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、盛田委員、山川委員、松久委員、栗野委員、道下委員、そして私横溝、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、9時30分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、13時00分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号2番、3番、4番、6番、10番、11番は賃貸借でのあっせん成立、番号5番、7番、8番、9番については売買でのあっせん成立となりました。また、番号1番については、資金調達等に時間を要するためあっせん不成立となりました。あっせん内容の詳細については、総会議案をご覧ください。

○議長(島部会長) ただ今、横溝あっせん委員長より説明のありました報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

#### ●日程第4 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件を議題とします。それでは、番号1番から番号20番について事務局より、議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんについて、芽室町農地移動適正化あっせん事業実施規程第7条第1項の規定により、あっせん委員会の開催を省略しましたので、同項の規定により報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町上美生9線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積49,466㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号2番】土地の所在は、芽室町上美生6線外合計5筆、公募・現況地目とも畑、合計面積41,045㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号3番】土地の所在は、芽室町上美生6線外合計6筆、公募・現況地目とも畑、合計面積53,664㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号4番】土地の所在は、芽室町上美生7線外合計11筆、公募・現況地目とも畑、合計面積54,940㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号5番】土地の所在は、芽室町上美生8線外合計2筆、公募・現況地目とも畑、合計面積63,224㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号6番】土地の所在は、芽室町上美生8線外合計5筆、公募・現況地目とも畑、合計面積72,989㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号7番】土地の所在は、芽室町上美生9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積49,583㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号8番】土地の所在は、芽室町伏美14線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積42,783㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号9番】土地の所在は、芽室町祥栄西10線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積32,400㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号10番】土地の所在は、芽室町雄馬別12線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積70,000㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号11番】土地の所在は、芽室町伏美16線、公簿・現況地目とも畑、面積18,000㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号12番】土地の所在は、芽室町伏美16線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積32,514㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号13番】土地の所在は、芽室町伏美16線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積24,014㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号14番】土地の所在は、芽室町伏美16線、公簿・現況地目とも畑、面積35,572㎡

です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号15番】土地の所在は、芽室町伏美18線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積42,526㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号16番】土地の所在は、芽室町伏美19線外合計12筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積56,589㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号17番】土地の所在は、芽室町伏美19線外合計9筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積82,927㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号18番】土地の所在は、芽室町中美生3線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積18,000㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号19番】土地の所在は、芽室町中美生3線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積40,789㎡です。

【番号20番】土地の所在は、芽室町中美生3線、公簿・現況地目とも畑、面積40,785㎡です。本申請は、賃貸借の申請です。

○議長（島部会長） ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

---

## ●日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町坂の上7線、公簿・現況地目とも畑、面積49,693㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和5年10月31日、土地の引渡しの時期は令和5年10月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番】土地の所在は、芽室町坂の上8線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積37,270㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和5年10月31日、土地の引渡しの時期は令和5年10月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号2番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番】土地の所在は、芽室町中美生4線外合計6筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積74,015㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和5年9月1日、土地の引渡しの時期は令和5年11月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号3番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号3番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

---

## ●日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町上美生5線、公簿・現況地目とも畑、面積1,981㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 栗野委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番（栗野委員） 14番栗野です。先日、現地調査を行いました。申請地は、国有地払い

下げの農地です。譲受人は一昨年に経営移譲し、その後もしっかり営農をしており、地域からも信頼されているため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番】土地の所在は、芽室町洪山7線、公簿・現況地目とも畑、面積は1,074㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 平林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○2番（平林委員） 2番平林です。先日、現地調査を行いました。申請地は、道道洪山大樹線の洪山交差点より2kmに位置し、譲受人住宅前の畑です。畑の中に道路用地が横断しており、そちらの国有地を売買する申請ですので、今回の申請は、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番】土地の所在は、芽室町東芽室南2線、公簿・現況地目とも畑、面積は2,859㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 嶋崎委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○4番（嶋崎委員） 4番嶋崎です。先日、現地調査を行いました。申請地は、芽室高校から帯広方面へ1km程に位置している譲渡人の住宅周辺の農地です。譲受人は8年前に新規就農し、無農薬・無化学肥料での栽培を行っています。直売所やネットでの販路拡大をしており、規模拡大のための農地購入となります。ハウス栽培が中心で、近隣への影響も少ないことから、問題のない案件と思われます。



○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、関連がありますので、番号4番 番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号4番】土地の所在は、芽室町毛根北7線外合計14筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は219,610㎡です。本申請は、使用貸借（30年）となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

【番号5番】土地の所在は、芽室町毛根北7線、公簿・現況地目とも畑、面積は47,020㎡です。本申請は、使用貸借（20年）となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 私の方から現地調査の結果及び補足説明いたします。

○1番（島部委員） 1番島部です。番号4番については、父から子への経営移譲に伴う使用貸借です。借人は、就農して3年ですが農事組合には2年前より参加しており、意欲的に地域の行事等にも参加しているため、問題のない案件と思われます。次に、番号5番については、祖母から孫への使用貸借です。こちらも番号4番のとおり、父から子への経営移譲に伴った案件ですので、問題のない案件と思います。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号4番 番号5番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて番号順に採決を行います。はじめに、番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号6番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号6番】土地の所在は、芽室町渋山10線外合計29筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は373,703㎡です。本申請は、使用貸借（30年）となります。調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 平林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします

○2番（平林委員） 2番平林です。借人は就農16年目で、現在、農事組合にも参加されており、それまでには青年部等の役職もやられておりました。親から子への経営移譲に伴った案件ですので、問題のない案件と思います。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号6番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号6番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号7番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号7番】土地の所在は、芽室町渋山9線外合計33筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は591,241.43㎡です。本申請は、使用貸借（30年）となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 平林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします

○2番（平林委員） 2番平林です。借人は就農5年目で、これまでの間、地域の集会等にも参加され、積極的に活動されております。本申請は、父から子への使用貸借であるため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号7番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号7番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号7番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号8番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号8番】土地の所在は、芽室町上芽室北外合計10筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は257,103㎡です。本申請は、使用貸借（30年）となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 土屋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします

○9番（土屋委員） 9番土屋です。先日、現地確認を行いました。申請地は、市街地より10km日進地区に位置しています。貸人の甥への経営移譲に伴う使用貸借の申請です。借人は、営

農開始から約12年経っており、地域にも問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号8番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号8番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号8番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号9番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号9番】土地の所在は、芽室町栄3線外合計14筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は249,513㎡です。本申請は、使用貸借（30年）となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 松久委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします

○10番（松久委員） 10番松久です。12月24日に現地確認を行いました。本申請は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借です。借人は農作業歴9年で、地域交流へも積極的に参加し、これから期待される人材です。問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号9番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号9番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号9番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号10番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号10番】土地の所在は、芽室町栄3線外合計15筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は168,456.08㎡です。本申請は、使用貸借（20年）となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 松久委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします

○10番（松久委員） 10番松久です。12月24日に現地確認を行いました。本申請は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借です。借人は農作業歴22年であり、本年農事組合長を務めるなど、青年部時代よりさまざまな役員を適任し、地域で頼られる人材であり、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号10番について、ご意見・ご質問はありますか。

**【なし・・・との声】**

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号10番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【異議なし・・・との声】**

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号10番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号11番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

**【番号11番】**土地の所在は、芽室町祥栄北8線外合計13筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は197,872㎡です。本申請は、使用貸借（20年）となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 高橋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします

○13番（高橋委員） 13番高橋です。美蔓地区で農業を行っている父から子への経営移譲に伴う使用貸借です。借人は、農作業歴14年で、将来地区の担い手となる人材であるため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号11番について、ご意見・ご質問はありませんか。

**【なし・・・との声】**

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号11番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【異議なし・・・との声】**

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号11番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号12番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

**【番号12番】**土地の所在は、芽室町伏美13線外合計37筆、公簿・現況地目とも畑、面積は585,401㎡です。本申請は、使用貸借（30年）となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 栗野委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします

○14番（栗野委員） 14番栗野です。本申請は経営移譲に伴う使用貸借です。借人は、貸人の子の配偶者であり、5年前より農業に従事しています。農事組合についても来年度より参加していくとの意向があり、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号12番について、ご意見・ご質問はありませんか。

**【なし・・・との声】**

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号12番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【異議なし・・・との声】**

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号12番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

---

### ●日程第7 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出の件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について、審議を求める。

【整理番号1番】土地の所在は、芽室町新生南4線、公募・現況地目とも畑、面積801㎡です。農業用格納庫の新築及び作業場の設置をするための転用であり、それに伴い、農地から農業用施設用地へ変更するものです。

○議長（島部会長） ただいま、事務局より説明した案件について、担当委員であります 嶋崎委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします

○4番（嶋崎委員） 4番嶋崎です。先日、現地確認を行いました。申請地は、申出者の住宅南側のビニールハウスがあった場所です。数年前より後継者も営農に携わっており、農業作業機の増設や大型化に伴い、新たな格納庫への新設が必要となりました。近隣への影響もないことから問題のない案件と思われま

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、申出のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、異議のない旨決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【整理番号2番】土地の所在は、芽室町北明西5線、公募・現況地目とも畑、面積539.43㎡に農家住宅の新築をするための申請です。それに伴い、農振計画変更農用地から除外するものです。

○議長（島部会長） ただいま、事務局より説明した案件について、担当委員であります 道下委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします

○16番（道下委員） 16番道下です。申請地は、市街地から北へ約1.2km、申出者の父の住宅南側に位置しています。今回、後継者である申出者の住宅新築のための申請です。周辺の所有地であり、問題のない案件と思われま

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありませ

んか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、申出のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、異議のない旨決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

---

**●日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件**

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、芽室町に対し買入協議を行うよう要請することについて審議を求めます。

【番号1番】土地の所在は、芽室町平和西13線外合計7筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積96,619㎡です。

○議長（島部会長） 次に、横溝あっせん委員長より経過について、説明願います。

○17番（横溝委員） 17番横溝です。12月19日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、盛田委員、山川委員、松久委員、栗野委員、道下委員、そして私横溝、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、9時30分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。番号1番について協議の結果、資金調達等に時間を要するため、あっせん不成立となり、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要となりました。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

---

**●日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件**

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題とします。それでは、整理番号90番から整理番号126番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号90番】土地の所在は、芽室町上美生9線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積49,466㎡を賃貸借するものです。

【整理番号91番】土地の所在は、芽室町上美生6線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積41,045㎡を賃貸借するものです。

【整理番号92番】土地の所在は、芽室町上美生6線外合計6筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積53,664㎡を賃貸借するものです。

【整理番号93番】土地の所在は、芽室町上美生7線外合計11筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積54,940㎡を賃貸借するものです。

【整理番号94番】土地の所在は、芽室町上美生8線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積63,224㎡を賃貸借するものです。

【整理番号95番】土地の所在は、芽室町上美生8線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積72,989㎡を賃貸借するものです。

【整理番号96番】土地の所在は、芽室町上美生9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積49,583㎡を賃貸借するものです。

【整理番号97番】土地の所在は、芽室町伏美14線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積42,783㎡を賃貸借するものです。

【整理番号98番】土地の所在は、芽室町祥栄西10線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積32,400㎡を賃貸借するものです。

【整理番号99番】土地の所在は、芽室町雄馬別12線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積70,000㎡を賃貸借するものです。

【整理番号100番】土地の所在は、芽室町伏美16線、公簿・現況地目とも畑、面積18,000㎡を賃貸借するものです。

【整理番号101番】土地の所在は、芽室町伏美16線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積32,514㎡を賃貸借するものです。

【整理番号102番】土地の所在は、芽室町伏美16線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積24,014㎡を賃貸借するものです。

【整理番号103番】土地の所在は、芽室町伏美16線、公簿・現況地目とも畑、面積35,572㎡を賃貸借するものです。

【整理番号104番】土地の所在は、芽室町伏美18線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積42,526㎡を賃貸借するものです。

【整理番号105番】土地の所在は、芽室町伏美19線外合計12筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積56,589㎡を賃貸借するものです。

【整理番号106番】土地の所在は、芽室町伏美19線外合計9筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は82,927㎡を賃貸借するものです。

【整理番号107番】土地の所在は、芽室町中美生3線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は18,000㎡を賃貸借するものです。

【整理番号108番】土地の所在は、芽室町中美生3線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は40,789㎡を賃貸借するものです。

【整理番号109番】土地の所在は、芽室町中美生3線、公簿・現況地目とも畑、面積は40,785㎡を賃貸借するものです。

【整理番号110番】土地の所在は、芽室町伏美17線、公簿・現況地目とも畑、面積は537㎡を賃貸借するものです。

【整理番号111番】土地の所在は、芽室町坂の上8線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は37,270㎡を賃貸借するものです。

【整理番号112番】土地の所在は、芽室町坂の上7線、公簿・現況地目とも畑、面積は49,693㎡を賃貸借するものです。

【整理番号113番】土地の所在は、芽室町中美生3線、公簿は原野・現況地目は畑、面積は32㎡を売買するものです。

【整理番号114番】土地の所在は、芽室町上美生9線外合計6筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は46,039㎡を賃貸借するものです。

【整理番号115番】土地の所在は、芽室町中美生4線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は12,737㎡を売買するものです。

【整理番号116番】土地の所在は、芽室町中美生4線、公簿・現況地目とも畑、面積は27,966㎡を売買するものです。

【整理番号117番】土地の所在は、芽室町中美生4線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は24,696㎡を売買するものです。

【整理番号118番】土地の所在は、芽室町中美生4線、公簿・現況地目とも畑、面積は44,005㎡を賃貸借するものです。

【整理番号119番】土地の所在は、芽室町中美生4線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は49,319㎡を賃貸借するものです。

【整理番号120番】土地の所在は、芽室町祥栄北7線外合計6筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は76,658㎡を賃貸借するものです。

【整理番号121番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は49,335㎡を賃貸借するものです。

【整理番号122番】土地の所在は、芽室町坂の上10線、公簿・現況地目とも畑、面積は15,866㎡を賃貸借するものです。



【整理番号123番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は51,684㎡を賃貸借するものです。

【整理番号124番】土地の所在は、芽室町中美生1線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は49,814㎡を賃貸借するものです。

【整理番号125番】土地の所在は、芽室町中美生3線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は47,410㎡を賃貸借するものです。

【整理番号126番】土地の所在は、芽室町中美生3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積は39,896㎡を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

---

16時47分 休憩

16時55分 再開

---

○議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号90番から整理番号126番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。それでは、最初に整理番号90番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号90番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号91番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号91番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号92番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号92番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号93番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号93番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号94番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号94番について、原案のとおり決定いたします。  
○議長（島部会長） 次に、整理番号95番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号95番について、原案のとおり決定いたします。  
○議長（島部会長） 次に、整理番号96番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号96番について、原案のとおり決定いたします。  
○議長（島部会長） 次に、整理番号97番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号97番について、原案のとおり決定いたします。  
○議長（島部会長） 次に、整理番号98番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号98番について、原案のとおり決定いたします。  
○議長（島部会長） 次に、整理番号99番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号99番について、原案のとおり決定いたします。  
○議長（島部会長） 次に、整理番号100番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号100番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号101番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号101番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号102番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号102番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号103番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【異議なし・・・との声】**

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号103番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号104番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【異議なし・・・との声】**

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号104番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号105番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【異議なし・・・との声】**

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号105番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号106番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【異議なし・・・との声】**

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号106番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号107番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【異議なし・・・との声】**

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号107番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号108番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【異議なし・・・との声】**

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号108番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号109番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【異議なし・・・との声】**

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号109番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号110番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【異議なし・・・との声】**

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号110番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号111番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号111番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号112番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号112番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号113番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号113番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号114番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号114番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号115番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号115番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号116番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号116番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号117番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号117番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号118番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号118番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号119番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号119番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号120番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号120番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号121番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号121番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号122番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号122番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号123番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号123番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号124番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号124番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号125番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号125番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号126番について、原案のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号126番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で議案第5号を終わります。

---

### ●日程第10 議案第6号 現況証明願いの件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第6号 現況証明願いの件を議題とします。それでは、番号1番から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第6号 現況証明願いの件。次の者から現況証明願があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町東3条南2丁目外合計2筆、公簿地目は畑、合計面積は131㎡です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号2番】土地の所在は、芽室町新生南4線、公簿地目は畑、面積は171㎡です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号3番】土地の所在は、芽室町北明西5線外合計2筆、公簿地目は畑、合計面積は646㎡です。本申請は、所有者から委任を受けた申請者が、登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） 次に、廣江現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○15番（廣江委員） 15番廣江です。12月18日の13時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、嶋崎委員、野澤委員、小林委員、道下委員、そして私廣江、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より願出の概要、担当委員からの補足説明があった後、現地調査を行いました。現地調査の結果、番号1番、番号2番、番号3番について、「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより、質疑に入ります。番号1番から番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。番号1番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号3番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第6号を終わります。

---

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第6回総会を閉会いたします。

---

（17時07分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 5年 12月 26日

議 長（農業委員会会長）

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員